

公の施設の指定管理者制度に関する運用方針

第1 運用指針の目的

この運用指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく公の施設の指定管理者制度について、事務処理の基本的な方針を定めるものである。

第2 指定管理者制度の導入に関する基本的事項

1 指定管理者制度の積極的な活用

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを主な目的とするものであり、このことを十分に認識して当該制度を積極的に活用するものとする。

2 事務手続上の留意事項

指定管理者制度の導入手続においては、常に透明性・好評性を確保するとともに広く民間事業者やNPO等（以下「民間事業者等」という。）の参画が得られるよう配慮する。

3 指定管理者が行う業務の範囲

制度の趣旨からは、施設の管理を指定管理者に包括的に行わせることが基本となる。ただし、施設ハード面の管理とソフト面の企画等の事業を分離しても効果的・効率的な運営を阻害しないと判断されるものについては、民間事業者等の参入を得る観点から、施設のハード面の管理に限定し指定管理者に行わせることを検討すること。

なお、指定管理者が行う業務については、条例で規定する業務（以下「管理業務」という。）とする。また、指定管理者の公募に際し、民間事業者等に利用者の更なるサービス向上を図るための事業を提案させることができるものとする。

4 直営施設等における制度導入の可能性の検討等

これまで指定管理者制度の導入に取り組んできた施設だけでなく、町が自ら管理運営を行っている直営施設や、今後、県が新たに整備を行う公の施設についても指定管理者制度の導入の可能性を検討するとともに、引き続き町が直営する場合であっても、外部に委託することがふさわしい業務は積極的にアウトソーシングするものとする。

5 指定期間

指定管理者の指定期間は、5年以内を原則とし、施設の設置目的や業務内容、利用者の状況、サービスの継続性・安定性等を踏まえ、施設ごとに設定する。

第3 指定管理者の選定手続に関する事項

1 公募の原則

指定管理者は、制度の趣旨・目的からして、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に発揮し、かつ、経費の縮減が図られるものを選定することが望ましいと考えられるため、原則として公募する。

なお、当該公の施設の適正な管理を確保するため、公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、公募によることなく適当な団体を選定することが出来る。その際は、公募によらない理由を対外的に明らかにすること。

【公募によることなく指定管理者を選定する場合の事例】

- ・ 町行政と一体性が強く、町の強い関与を必要とするなど、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合。
- ・ 特殊な技能を必要とするなど、専門性が高く、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合。
- ・ 当該公の施設に隣接する施設の管理者を指定することが施設の効果的な運営につながると認められる場合。
- ・ 公募を行ったが応募がなかった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理者の候補者として選定できる団体がなかった場合。
- ・ 指定管理者の指定の取り消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要が生じた場合。
- ・ その他公募によることが適当でないと認められる特段の事情がある場合。

2 指定管理者の公募手続

(1) 募集方法

指定管理者の募集は、原則として、施設ごとに行う。ただし、サービスの向上、経費の縮減、管理運営の一体性の観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と認められる場合は、一括して募集することもできるものとする。

なお、指定管理者の公募に当たっては、黒潮町広報で公募の公告を行うとともに、町の広報及びホームページへの募集要項の掲載により、広く一般に周知を行う。

(1) 募集期間等

周知や手続きに十分な期間を確保する必要があるため、施設の規模等に応じて応募者が対応できる十分な期間を確保する。

【令和4年4月に向けて指定管理者を選定する場合の標準的なスケジュールの例】	
公募前	設置管理条例の改正（必要に応じて）
令和3年7月中旬	指定管理者を公募することの予告広報
令和3年8月上旬	公募開始
9月中旬	応募締切
10月	指定管理者候補者の選定作業 審査委員会の開催
11月	指定管理者候補者の決定 議案提出の決済等
12月	12月町議会（指定の議決）、指定（指令）
令和4年1月～3月	協定の協議、協定書締結 既存管理者からの指定管理者への業務の引継ぎ
4月	指定管理者による運営開始

(1) 応募者の資格要件

ア 地域要件

指定管理者の公募に当たっては、施設を適切に管理する能力を求めることは当然であるが、一方では地域経済の活性化や県内雇用の確保も念頭におく必要があるため、募集要項においては、次の通り事業所の所在地等に係る要件を定めるものとする。

- ・ 町内事業者（町内に当たる事業者（本社又は本店等）を置く者という。以下同じ。）を対象に募集することを基本とする。
- ・ 地域に密着した施設や比較的小規模の施設であって、地域内の事業者や団体に管理させることが望ましいと認められる場合には、更に一定の地域要件を付けるもできることとする。ただし、競争性の確保に留意し、「なぜその地域内の事業者でなければいけないのか」の理由を明らかにする。
- ・ あらかじめ町内事業者での対応が困難であることが想定される場合又は町内事業者に限定することによって競争性が著しく損なわれることが想定される場合は、町内事業者の履行能力を強化することを目的として、複数の事業者によるグループでの応募を要件とすることを検討する。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- (ア) 町内事業者のみによるもの。

- (イ) 町内事業者と町外事業者（黒潮町内に事業所、事務所等（以下「事業所等」という。）を置く者に限る。なお、応募時点において事業所等を置いてない場合は、指定管理者を開始する時点までに事業所等を置く者に限る。）によるもの。

イ 町長等が役員を務める団体の除外

指定管理者を募集・審査するにあたり、応募側と審査側の要人が同一という状況は公平公正な選定の観点から回避することが望ましいと考えられるため、町議会議員、町長、副町長、委員会委員等が役員に就任している団体は、公募の段階で対象者から除外するものとする（委員会等にあつては、その職務に関連する施設についてのみ対象から除外する）。

なお、指定管理者を公募によることなく指定する場合は、この限りでない。

ウ その他の制限事項（結核事項）の例

- ・ 法律行為を行う資格を有しない者。
- ・ 団体役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいるもの。
- ・ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしているもの。
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
- ・ 県、町から指名停止の措置を受けている者又は指名停止となる措置要件に該当している者。
- ・ 国税、県町民税、法人税等を滞納している者。
- ・ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている者。

(1) 外郭団体等が指定管理者に応募する場合の対応

指定管理者の公募に対し、県の外郭団体等が応募する場合、町職員が当該団体の事業運営や意思決定等に影響を及ぼす立場にある役員（理事長、専務理事等）に就任しているときは、原則として当該役員を辞任することとする。また、町職員がその他の役員に就任している場合は、県当該団体を成立した目的に沿った事業運営を行うため、必要最小限の関与をすることが適当なものを除き、辞任する。

(2) 募集要項への記載事項

応募者が施設の目的や事業内容等を十分に理解し、その経営ノウハウを生かして柔軟な発想で提案を行うことが出来るように、また、指定管理者の選定に係る透明性を高める観点から、募集要項には次のような内容を記載する。

【募集要項への記載事項（例）】

- ・ 施設の概要（名称、所在地、設置目的、規模、内容、設置の目的等）

- ・ 指定期間
- ・ 使用料及び管理費用
- ・ 施設の利用実績
- ・ 申請資格
- ・ 応募にあたっての留意事項

※ サービス向上を図る意見を広く募る趣旨から、応募時に提出させる種類には、施設についての改善点（設備の更新等を含む）を自由に記載できる欄を設けること（審査の対象とはならないことに留意）。

(1) 現地説明会の開催

応募予定者に施設の情報を提供するため、必要に応じて現地説明会を開催する。

(2) 質疑応答の公表

応募者等からの質疑については、受付期間を設け、企業情報・個人情報に配慮したうえで回答を行うものとする。

3 指定管理者の候補の選定手続

以下の項目に関しては、【黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例】に基づく。

(1) 選定委員会の設置

応募者から提出された管理業務に係る申請書および事業計画書を審査し、指定管理者の候補者を選定する選定委員会を設置する。

(2) 選定方法

次に掲げる選定の基準に照らし合わせ総合的に審査し、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補として選定するものとする。

- ・ 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- ・ 公の施設の公用を最大限に発揮することができるものであること。
- ・ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- ・ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること
- ・ その他町長等が別に定める事項

第4 指定管理者の指定

1 指定の議会

指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第244条の2第6項に基づき、あらかじめ議会を得る。

2 債務負担行為の議決

複数年度にわたる指定期間を設けて、複数年度にわたる協定を締結する場合は、債務負担行為の議決を受けるものとする。ただし、利用者からの料金収入のみで運営され、県の経費の支出を伴わない場合は、この限りではない。

3 指定管理者の指定

指定管理者の指定は議会の議決後、指令で行う

また、指定管理者の指定を行ったときは、遅滞なく告示を行うこととする。

4 協定書の締結

指定をした後、指定管理者に行わせる業務の範囲や支払う委託料の額等の細目的事項を定める、指定管理者との間で協定書を締結する。

協定書は、原則として、私的管を通じた全般的事項を定める協定（基本協定）と単年ごとの詳細事項を定める協定（年度協定）の2段階に分けて締結することとするが、指定管理者との協議により指定期間全体を一括して締結することもできるものとする。

【協定事項（例）】

- ・ 指定期間
- ・ 管理の基準、管理業務の範囲、業務の具体的内容
- ・ 県民サービスを維持向上するための取組事項（サービス改善提案事業を含む）
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ 委託料に関する事項の金額、支払時期及び方法、金額の変更方法
- ・ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・ 管理業務を行うに当たり作成し、または取得した文書の情報の公開
- ・ 事業報告等に関する事項（町への定期・随時の事業報告、立入調査）
- ・ 事業の継続が困難になった場合の措置
- ・ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ 指定期間満了時における原状回復義務
- ・ 指定管理者の損害賠償義務
- ・ 町と指定管理者とのリスク分担

- ・ 関係法令等の遵守
- ・ 事業に引継ぎに関する事項
- ・ その他町が必要と認める事項

第5 指定管理者制度導入後の対応

1 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、県に提出しなければならない。

【事業報告書への記載事項（例）】

- ・ 管理業務の実施状況、施設の利用状況
- ・ 料金収入の実績や管理経費等の収支状況
- ・ 財務諸表など団体の経営状況に関する資料
- ・ その他町が施設の管理運営状況に把握するために必要な事項

2 業務に関する調査等

- (1) 施設の適正な管理を期するため、指定管理者に対し、必要に応じて管理業務や経費状況に関する報告を求め、又は実施について調査を行う。
- (2) 指定管理者による業務の履行状況について、定期的に評価を行い、業務の適正な履行とサービスの質を確保する。
- (3) 施設所管課と指定管理者は相互に協力して、利用者へのアンケート調査やホームページ上での意見の募集などを行い、施設運営の改善点や利用者のニーズの把握に努め、利用者へのサービス向上を図るものとする。
- (4) 事業報告書の内容や実際の業務の状況、実地調査の結果等から、問題があると認められる場合には、速やかに業務内容の改善について指示する。

3 指定の取消し・管理業務の停止

指定管理者が知事の指示に従わないときや、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることが出来るものとする。

【指定の取消し等の原因となる理由（例）】

- ・ 施設の設置目的が達成できない場合や住民の平等利用が確保されないなど、管理

業務が適正に行われない場合。

- 報告書の提出に応じない場合、虚偽の報告を行った場合、町の調査に応じない又は妨げた場合
- 施設の設置条例、施行規則又は協定に違反し、是正されない場合
- 指定管理者の応募資格を失った場合
- 指定申請書又は配布書類の内容に虚偽があることが判明した場合
- 団体の経営状況の悪化等により、施設の管理業務を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
- 組織的な違法行為が行われるなど、施設の管理業務を行わせておくことが社会的に不相当と判断される場合
- その他業務を継続することが適当でないと町長が認める場合

第6 その他

この指針と異なる事務手続を行おうとするときは、総務課と協議するものとする。

第7 試行期日

この指針は、令和4年1月19日から施行する。